資料２－１

「岩手県障がい者プラン（案）」の概要

目指す姿　（仮）障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会

１．計画策定の趣旨

○　県では、**岩手県障がい者プラン**（以下「プラン」という。）を策定し、**障がい者の各ライフステージにおける医療・保健・福祉のニーズに的確に対応した総合的な障がい者施策の推進**を図ってきました。

○　また、国では、現在、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成 29 年度内に「第４次障害者基本計画」（計画期間：平成 30～35 年度の５か年）の策定に向け検討が進められているところです。

○　県では、現行プランが平成 29 年度で最終年度を迎えることから、国の基本計画を参考に、有識者の意見や各分野における社会情勢の変化を踏まえ、**平成 29 年度内に平成 30 年度を初年度とする次期岩手県障がい者プランを策定**します。

２．計画の性格

○　岩手県障がい者プランは、**「障害者基本法」に規定する都道府県障害者計画**として、また**「障害者総合支援法」に規定する都道府県障害福祉計画**として位置づけ、本県の**障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方策及び達成すべき障がい保健福祉サービスの目標等**を明らかにしたものです。

○　計画期間は、**障がい者計画が平成 30 年度から 35 年度の６か年、障がい福祉計画は**国の定める基本指針に即し**平成 30 年度から 32 年度の３か年**とします（障がい者計画は障がい福祉計画の２期６年分に相当）。

○　なお、**障がい福祉計画は、**新たな法定計画である**障がい児福祉計画と一体的に策定します。**

３．計画の圏域・推進

○　引き続き、現行の９つの障がい保健福祉圏域ごとの障がい福祉計画を策定して施策の推進を図ります。

○　計画の推進に当たっては、毎年度、県及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、実施状況を分析・評価の上、効果的な施策の推進を図ります。

４．計画の体系及び主な見直し事項

(1) 岩手県障がい者計画

県の障がい保健福祉施策の基本的方向性等について定めた計画

○根拠：障害者基本法第 11 条第２項

○計画期間

平成 30～35 年度の６か年計画

（※現行計画は平成 23～29 年度の７か年）

○計画概要

事　項	主な見直し事項等
施策推進の体系（現行の計画体系を基調）	
Ⅰ　障がい者の権利を守り、障がい者のニーズや特性に応じた適切な支援を提供	・　障がい者の**不利益な取り扱いの解消及び虐待の防止**に向けた**取組の推進** ・　発達障がい、ひきこもり、依存症等の**多様な障がいに対応した相談支援体制の構築**
Ⅱ　健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供	・　**県立療育センターと岩手医大等との連携による障がい児医療体制の構築** ・　施設や地域における**高齢障がい者への支援の充実**
Ⅲ　障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進	・　障がい者就労の新たな職域拡大を図るための**「農福連携」の取組の推進** ・　希望郷いわて大会のレガシーを生かした**障がい者の文化芸術活動やスポーツの振興**
Ⅳ　障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域づくり	・　**障がい福祉サービス等の充実**及び**インフォーマルサービスも含めた社会資源の充実** ・　相模原事件や大規模自然災害を教訓とした**防犯・防災対策の強化**

(2) 岩手県障がい福祉計画（第５期）

障がい福祉サービスの提供体制の確保等について定めた計画

○根拠：障害者総合支援法第 89 条第１項（第５期障がい福祉計画）
児童福祉法第 33 条の 22 第１項（第１期障がい児福祉計画）

○計画期間

平成 30～32 年度の３か年計画（※現行計画と同じ）

○計画概要（国の基本指針に即して計画を作成）

事　項	主な見直し事項等
主な成果目標（平成32年度）	※　第４期計画の実績を踏まえ、市町村と調整したうえで目標値を設定 ①　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③　地域生活支援拠点等の整備 ④　福祉施設から一般就労への移行等 ⑤　**障がい児支援の提供体制の整備等（新規）**
障がい福祉サービス等の見込量（月間量）（平成 30～32 年度）	※　第４期計画の実績及び市町村障がい福祉計画等における数値を集計したものを基本に、見込量を設定 ・　各年度における、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等提供体制に係る見込量を設定 ・　改正障害者総合支援法に基づく**新たなサービス（就労定着支援、自立生活援助）のほか、障害児通所支援、障害児相談支援、発達障がい者等に対する支援等に係る指標を追加**
施設等の必要入所定員総数（平成 30～32 年度）	・　指定障害者支援施設 ・　**指定障害児入所施設（新規）**

５．今後の策定日程

(1) 障がい者計画	(2) 障がい福祉計画
①　有識者による協議、パブリックコメント及び障がい者福祉関係者との意見交換会を経て、岩手県障害者施策推進協議会において最終案を協議【～１月末】	①　国の基本指針を踏まえ、各市町村及び広域局等に計画策定の進め方を示し、市町村計画、圏域計画の策定を依頼。 市町村、広域局へのヒアリングを実施し策定状況をフォローアップ【～１月末】 ②　市町村計画、圏域計画の内容及びサービス見込量等の数値の積上げにより、県計画の目標値等を決定【～３月上旬】 ③　有識者による協議、パブリックコメント及び障がい者福祉関係者との意見交換会を経て、岩手県障害者施策推進協議会において最終案を協議【～３月下旬】

岩手県障がい者計画（案）の概要

計画の期間

平成30年度から35年度までの６か年
（※現計画：平成23年度～29年度の７か年）

計画の根拠、趣旨、位置づけ

障害者基本法第11条第２項の規定に基づく都道府県障害者計画に位置付けられ、障がい保健福祉施策の基本的方向性等を明らかにしたもの

対象となる障がい者

障害者総合支援法上の障害（児）者（発達障害者支援法上の発達障害（児）者を含む）に加え、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方について幅広く対象とする。

現状

1　障がい児・者の現状

(1) 身体障がい者は減少傾向にあるが、知的、精神障がい者は増加傾向

【障がい者手帳所持者の推移】

	H21	H24	H28	H21⇒H28
身体	56,097	55,867	53,812	△2,285
知的	10,141	10,978	11,693	1,552
精神	5,707	6,745	9,308	3,601
合計	71,945	73,590	74,813	2,868

(2) 65歳以上の障がい者の割合が増加傾向
(3) 発達障がい児・者、高次脳機能障がい者及び（精神疾患を起因とする）ひきこもりについては、正確な人数の把握が不可能
(4) 難病患者のうち、特定医療費受給者は平成28年度末現在で10,250人
(5) 地域移行者数は、第４期障がい福祉計画（H27～29）の目標値260人に対し、H28年度時点で160人とやや遅れている状況

2　相談支援体制

(1) 発達障がい児・者、高次脳機能障がい者の相談支援件数は増加傾向
(2) 市町村単位で障がいを理由とする不利益な取扱い等に関する相談窓口を設置
(3) 「岩手県こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」において被災者のこころのケアを実施

3　療育支援体制

(1) 障がい児療育の中核施設として岩手県立療育センターを設置
(2) 市町村により体制に格差があり、専門スタッフも不十分な状態

4　医療体制

(1) 精神科病床数及び平均在院日数が全国平均を上回っている状況

5　就労・社会参加活動

(1) 一般就労者数は徐々に増加している一方、一般就労を希望しながら就労できない障がい者の数も増加
(2) 一般就労移行後、定着が困難な者が多い傾向
(3) 福祉的就労者数は徐々に増加しているものの、工賃水準は低く経済的自立が難しい状況
(4) いわて障がい者就労支援振興センターにおいて、沿岸被災地の運営体制の安定化等を支援

6　障がい福祉サービス

(1) 第４期障がい福祉計画に掲げる障がい福祉サービス等に係る指標の５割以上はA、B評価となっているものの、C、D評価の数が増えており、全体的にはやや遅れている状況

障がい（児）者をめぐる主な課題

（※【　】は【現状】の項目に対応）

- 共生き条例、障害者差別解消法の普及啓発及び相談支援体制を強化【2(2)】
- 重症心身障がい児を含む医療的ケア児や発達障がい児等の支援に関する連携の確保、施策や取組の調整、実態の把握【3(1)(2)】
- 発達障がい、ひきこもり等の多様な障がいに対応した地域における支援体制の整備【1(3)、2(1)】

- 被災者のこころのケアの継続的な取組及び関係機関の連携による相談支援体制の充実【2(3)】
- 移転新築後の県立療育センターの支援体制整備【3(1)】
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【4(1)】
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用【1(2)】

- 労働、教育分野と連携し、精神障がい者を含めた障がい者の就労とその定着に向けた支援体制の強化【5(1)(2)】
- 農福連携による障がい者の職域の拡大【5(1)(3)】
- 希望郷いわて大会のレガシーの継承
- 障がい者のハンディキャップを解消するＩＣＴの開発

- 福祉施設からの地域移行の促進【1(5)】
- 障がい福祉サービス等の充実及びインフォーマルサービスも含めた社会資源の充実【6(1)】
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備【1(2)、1(5)】
- 相模原事件や大規模自然災害を教訓とした防犯・防災対策の強化

【障がい者福祉をめぐる最近の主な動向】

- 平成28年４月【国】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
- 平成28年４月【国】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（一部施行）
- 平成28年５月【国】成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
- 平成28年６月【国】障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（平成30年４月施行）
- 平成28年８月【県】改正発達障害者支援法施行
- 平成28年10月【県】全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」開催
- 平成29年10月【県】県立療育センター移転新築工事竣工（平成30年１月業務開始予定）
- 平成30年３月【県】岩手県アルコール健康障害対策推進計画策定
- 平成30年４月【国】改正障害者雇用促進法施行（精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に参入）

施策推進の体系と主な取り組み　※下線部は今回の改正点

Ⅰ　障がい者の権利を守り、障がい者のニーズ、特性に応じた適切な支援を提供

具体的推進方向

1　障がい者の権利擁護
2　相談支援体制の充実・強化
3　多様な障がいへの対応
4　障がい者を支える人材の育成

主な取組

○ **障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待防止**
- 相談窓口職員研修等を通じた障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び虐待の防止に向けた取組の推進

○ **重症心身障がい児、者及び医療的ケア児・者への対応**
- 保健、医療、福祉等の関連分野が連携を図るための協議の場の設置及び支援者の育成

○ **専門性の高い相談体制の整備**
- 発達障がい、ひきこもり、依存症等の多様な障がいに対応した相談支援体制の構築

○ **保健・福祉・医療人材の育成**
- 質の高い人材育成に向けた県立大学等との連携や障がい福祉サービス従事者研修の実施

Ⅱ　健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供

具体的推進方向

1　障がいの早期発見
2　療育支援体制の充実
3　教育の充実
4　医療体制の充実
5　地域リハビリテーション体制の充実
6　障がい者の高齢化への対応

主な取組

○ **こころと体の健康づくりの推進**
- 被災地におけるこころのケアの推進

○ **療育支援ネットワークの構築**
- 県立療育センターと岩手医大等との連携による障がい児医療体制の構築

○ **障がい者に対する適切な医療の提供**
- 精神科救急情報センターの充実による精神科救急医療体制の確保

○ **施設や地域における高齢障がい者への支援の充実**
- 高齢者や障がい(児)者が共に利用できる「共生型サービス」の活用の推進
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

Ⅲ　障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加の促進

具体的推進方向

1　多様な就労の場の確保
2　社会参加活動の推進
3　障がい者に対する県民理解の促進
4　情報提供の充実

主な取組

○ **一般企業への就労の促進と福祉的就労の場の拡充**
- 障害者就業・生活支援センターにおける就業及び日常生活、社会生活上の一体的な支援
- 新たな職域拡大を図るための「農福連携」の取組の推進

○ **活動・交流の場や機会の確保**
- 障がい者の文化芸術活動やスポーツの振興
- パラリンピック等国際大会で活躍する障がい者アスリートの育成強化

○ **福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進**
- 研究開発の進展に応じた福祉用具等の普及促進

○ **障がい特性に配慮した情報提供の充実**
- 手話通訳者や要約筆記者の養成等によるコミュニケーション支援
- 行政情報提供の際のウェブアクセシビリティの向上

Ⅳ　障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域づくり

具体的推進方向

1　障がい福祉サービスの充実
2　地域移行の推進
3　多様な主体による生活支援の促進
4　住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進
5　防災・防犯対策の充実

主な取組

○ **訪問系サービスの充実**
- 障害者総合支援法に基づく自立生活援助等の利用促進

○ **入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進**
- 障がい保健福祉圏域又は市町村における地域生活支援拠点等の整備の促進

○ **ボランティア・ＮＰＯ等、住民参加による生活支援**
- 障がい者等の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティア養成等推進

○ **移動の支援と旅行しやすい環境の整備**
- 「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の普及

○ **災害時の支援体制の充実**
- 避難支援体制や避難後の救援体制の計画的な整備
- 地域における防災対策強化

○ **消費者被害の救済と防犯対策の強化**
- 防犯対策の強化支援

東日本大震災津波を踏まえた対応（関連項目の再掲）
○　沿岸被災地の障がい福祉サービス事業所の復興支援
○　被災地におけるこころのケア

第５期岩手県障がい福祉計画（案）の概要

計画の基本的な事項

1　基本的事項

計画の根拠・趣旨・位置づけ

障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の規定により、市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画

計画の期間

平成 30 年度から 32 年度までの３か年

基本的理念

①　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
②　市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④　地域共生社会の実現に向けた取組
⑤　障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑥　被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

計画の構成

県全体の計画に合わせて、９障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画を策定

（イメージ）

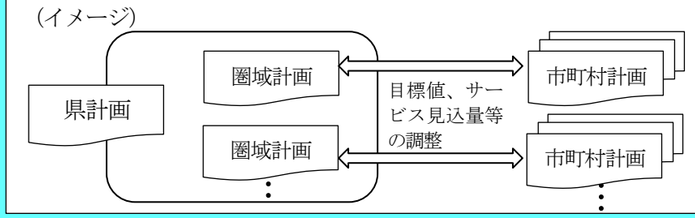

2　サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等

①　県内で必要とされる訪問系サービスの保障
②　希望する障がい者等への日中活動系サービス（就労支援を含む）の保障
③　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
④　福祉施設から一般就労への移行及びその定着の推進
⑤　地域生活への移行が困難な障がい児・者に対応した入所等の体制の確保

障がい児支援

①　地域支援体制の構築
②　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
③　地域社会への参加・包容の推進
④　特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
⑤　障がい児相談支援の提供体制の確保

相談支援

①　相談支援体制の構築
②　自立支援協議会の設置等
③　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
④　発達障がい者、重症心身障がい児・者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者、ひきこもり等に対する支援

被災地の障がい福祉サービス

①　被災者のこころのケアの継続実施
②　被災地における障がい福祉サービスの安定した運営及び利用に向けた支援

サービス等提供体制の確保に係る目標・見込量等

3　主な成果目標（平成 32 年度）

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 平成 32 年度末の地域生活移行者数
- 平成 32 年度までの施設入所者削減数

②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 平成 32 年度末までに、全ての障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- 平成 32 年度末における精神科病院入院後３ヶ月時点の退院率
- 平成 32 年度末における精神科病院入院後６ヶ月時点の退院率
- 平成 32 年度末における精神科病院入院後１年時点の退院率

③　地域生活支援拠点等の整備

④　福祉施設から一般就労への移行等
- 平成 32 年度の一般就労移行者数
- 平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数
- 平成 32 年度における就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合
- 平成 32 年度の就労定着支援１年後の就労定着率

⑤　障がい児支援の提供体制の整備等

市町村と調整のうえ、目標値を設定

4　主なサービスの見込量（月間量）

	H28 年度 実績	H30 年度 見込量	H31 年度 見込量	H32 年度 見込量
訪問系サービス（時間）	２６，９５７			
生活介護（人日）	６４，６５０			
就労移行支援（人日）	３，９５４			
就労継続支援（A 型）（人日）	１５，７９５			
就労継続支援（B 型）（人日）	６７，４３５			
就労定着支援（人）【新規】	－			
短期入所（医療型・福祉型）（人日）	３，０９２			
自立生活援助（人）【新規】	－			
共同生活援助（人）	１，７８８			
施設入所支援（人）	２，０２２			
計画相談支援（人）	１，３４７			
児童発達支援（人日）	３，０９７			
放課後等デイサービス（人日）	１６，０２０			
児童入所支援（医療型・福祉型）（人）	１１８			
障害児相談支援（人）	２４２			
保育所等訪問支援（人）【新規】	－			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）【新規】	－			
発達障がい者支援地域協議会の開催数（回）【新規】	－			
発達障がい者支援センターによる相談支援（件）【新規】	－			

○　市町村障がい福祉計画等における数値を集計したものを基本に、見込量を設定

5　指定障害者支援施設及び指定（福祉型・医療型）障害児入所施設の必要入所定員総数（人）

H30 年度：　　H31 年度：　　H32 年度：　　市町村等と調整のうえ、必要数を設定

6　主な地域生活支援事業の見込量（県事業分）

○　専門性の高い相談支援事業（発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援普及事業、障がい児等療育支援事業等）
○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業（手話通訳者・要約筆記者に係る養成研修・派遣事業等）
○　サービス・相談支援者・指導者育成事業（サービス管理責任者研修等）
○　任意事業（オストメイト支援、手話通訳者設置、障がい者社会参加推進センター、補助犬、スポーツ・レクリエーション教室、芸術文化講座、障がい者 110 番等）

目標・見込量等の達成に向けた方策等

7　指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害サービス支援施設等のサービスの質の向上のために講ずる措置

○　サービス提供に係る人材の養成
- 県福祉人材センターにおける無料職業紹介等を通じた人材の確保
- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援従事者等、サービス提供に係る専門職員の養成研修
- サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成及び喀痰の吸引等を行うことができる人材の養成
- 行動障害を有する障がい者等の特性に応じた適切な支援を行うことができる人材の養成研修

○　事業者に対する第三者の評価
- 事業者に対する適切な第三者評価を実施できる体制を整備し、積極的な活用を支援
- 改正障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等情報公開制度の創設

8　必要なサービス見込量確保のための方策

サービスの種類ごとに方策を記載（以下は主なもの）

○　訪問系サービス
- 事業者へ利用者のニーズ等の情報提供等を行い、多様な事業者の参入を促進

○　共同生活援助
- 地域の実情に応じ、新規整備のほか、既存の建物の活用等による整備を支援

○　計画相談支援
- 市町村における基幹相談支援センターの設置を促進

○　放課後等デイサービス
- 市町村と協力し地域療育体制を拡充

9　関係機関との連携

○　成果目標の達成に向け、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携

10　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項

○　障がい者等に対する虐待の防止
○　障がいを理由とする差別の解消の推進
○　意思決定支援の促進
○　芸術文化活動支援による社会参加等の促進
○　事業所における利用者の安全確保に向けた取組や従事者を対象とした研修等の支援

11　計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会等の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じる。